

七尾市消防団応援の店設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、消防団員の確保及び加入を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的として、市内の事業所等が自主的に消防団員に対しサービス等の提供を行う消防団応援の店登録制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内の事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 応援の店 全国の消防団員に対して優遇措置を実施する事業所等として市長が認めた事業所等をいう。
- (3) 優遇措置 事業所等が任意に定めた商品等の割引及びその他のサービスをいう。

(登録)

第3条 応援の店の登録を受けようとする事業所等は、七尾市消防団応援の店登録申込書（様式第1号）により、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認める事業所等を応援の店として登録するものとする。

(表示証の交付)

第4条 市長は、前条第2項の規定による登録をしたときは、事業所等に対し、七尾市消防団応援の店表示証交付書（様式第2号）及び表示証（様式第3号）を交付するものとする。

(表示証の掲示等)

第5条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を掲示し、又は掲載することができる。

- (1) 事業所等の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告物

(登録事業所等の公表)

第6条 市長は、応援の店の名称、優遇措置等について、ホームページ等

により公表することができる。

(登録の変更及び廃止)

第7条 応援の店は、登録内容を変更する場合又は応援の店の登録を廃止する場合は、七尾市消防団応援の店登録変更・廃止届(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、事業所等が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき又は応援の店の登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

2 前項の規定によりその登録を取り消された応援の店は、速やかに表示証を市長へ返納しなければならない。

(遵守事項)

第9条 消防団員は、応援の店において優遇措置を受けようとするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 応援の店の指示に従い、市町村長、消防協会長又は消防団長が交付する団員証その他消防団員であることを証するもの(以下この条において「団員証等」という。)を提示すること。この場合において、団員証等に写真が貼付されていないときは、本人であることを確認することができる運転免許証等を併せて提示すること。

(2) 団員証等を他人へ貸与し、又は譲渡しないこと。

2 前項第2号の規定に違反して団員証等を他人へ貸与し、若しくは譲渡し、又は紛失したことにより、応援の店に損害を与えたときの責任は、団員証等の所有者が負うものとする。

(所掌)

第9条 この告示に関する事務は、七尾鹿島消防本部において所掌する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成29年8月1日から施行する。